

東村山市エネルギービジョン策定支援業務委託に係る公募型プロポーザルに関する
質問への回答

通番	質問	回答
1	<p>実施要領1ページ<第1 業務概要 (2)目的> 「本事業は、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金(再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業)」を活用し、」とありますが、企画提案書の作成にあたり、同補助事業の実施計画を拝見したいと考えております(メール等の方法により)。補助事業の応募申請の際の「再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業実施計画書 その2」をご提示いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>情報提供可能です。ご希望に応じて個別対応いたしますので、担当所管までお問い合わせください。</p>
2	<p>実施要領1ページ<第1 業務概要 (2)目的> 仕様書1、2ページ<4 業務内容> 「本事業は、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金(再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業)」を活用し、」とありますが、同補助事業の対象事業要件である将来ビジョンや脱炭素シナリオの作成、政策及び指標の検討並びに重要な施策に関する構想の策定については、令和4年度に行うという理解でよろしいでしょうか。また、その際当該事業の受託者の選定についてはどのような方法で行うかご教示の程お願いいたします。</p>	<p>お見込みのとおり、「地域の温室効果ガスの将来推計を踏まえた地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成」「地域の再エネポテンシャルや将来のエネルギー消費量を踏まえた再エネ導入目標の作成」「実現するために必要な政策及び指標の検討並びに重要な施策に関する構想の策定」については、令和4年度に実施します。 令和4年度実施事業の受託者については、業務内容の観点から継続が望ましいと考えておりますが、業務遂行状況やその他の状況により改めて判断させていただきたいと考えております。</p>
3	<p>実施要領1ページ<第1 業務概要 (2)目的> 「令和4年度中に、東村山市エネルギービジョンを策定する予定である」とありますが、こちらについての市の環境基本計画や地球温暖化対策実行計画(区域施策編)との関係性(どのような位置づけになるか)についてご教示の程お願いいたします。また、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定予定についてご教示の程お願いいたします。</p>	<p>令和4年度に策定予定の東村山市エネルギービジョンは、第3次東村山市環境基本計画を上位計画とする、地球温暖化対策に関する分野別計画とすることを想定します。 環境省間接補助事業「令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業)(第二次公募)公募要領(以下「公募要領という。)」では、対象事業要件として、「策定後に地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)(以下「地方公共団体実行計画(区域施策編)」という。)に適切に反映されることが前提」とされていることから、公募要領の規定に則り、環境省間接補助事業の成果をもととした、地方公共団体実行計画(区域施策編)としての側面を有するものとするを想定します。</p>